

## 入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。

令和８年(2026 年) １０月 ８ 日

下関市長 前 田 晋太郎

### １ 入札に付する業務

- (１) 業 務 名 道の駅きくがわ仮設事務所及び店舗等賃貸借業務
- (２) 業務場所 下関市菊川町大字上岡枝 道の駅きくがわ正面駐車場内
- (３) 業務内容 別紙１ 業務仕様書のとおり
- (４) 業務期間 契約締結日から令和１０年(2028 年) ３月 ３１日まで  
(長期継続契約)

本業務において締結する委託契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約とし、下関市は、契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。

### ２ 入札に参加する者に必要な資格及び条件

本入札に参加する者は、次の資格及び条件を全て満たす者とする。

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (２) この公告の日から入札の日までの間、下関市競争入札等参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (３) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「賃貸借（リース）」に登録があること。
- (４) 本業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

### ３ 契約条項を示す場所及び日時

- (１) 契約条項を示す場所

下関市役所菊川総合支所地域政策課

(下関市菊川町大字下岡枝１４８０番地１)

- (２) 契約条項を示す期間

公告の日から令和８年１０月１５日（木）午後５時まで

#### 4 入札参加資格の確認申請

本入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

##### (1) 申請方法

入札参加資格確認申請書（様式第1号）を提出すること。なお、入札保証金の免除を希望する者は、第7項に掲げる書類を同時に提出すること。

##### (2) 申請期限

令和8年10月14日（水）正午（必着）

##### (3) 提出先

下関市役所菊川総合支所地域政策課  
（下関市菊川町大字下岡枝1480番地1）

##### (4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便によること）すること。なお、郵送の場合は第2号に掲げる申請期限までの到着を要する。

##### (5) 入札参加資格の決定

提出された書類等により審査し、令和8年10月14日（水）17時までに入札参加資格確認通知書（様式第2号）をファクシミリの方法により通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

入札参加資格の確認申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日までに書面を下関市役所菊川総合支所地域政策課（下関市菊川町大字下岡枝1480番地1）に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

#### 5 入札に係る質問

##### (1) 仕様等に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和8年10月14日（水）正午

イ 提出先 下関市役所菊川総合支所地域政策課  
（FAX：287-2739）

ウ 提出方法 質問書（様式第3号）をファクシミリにて提出すること。

##### (2) 質問の回答

ア 回答方法 ファクシミリにより、速やかに質問提出者のみに回答する。

#### 6 入札の実施

(1) 入札場所 菊川総合支所1階 会議室1

(2) 入札日時 令和8年10月16日（金）午前10時

## 7 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

入札保証金を必要とする場合は、入札金額の100分の5以上の金額を、入札日の入札開始予定時刻までに下関市役所菊川総合支所地域政策課にて納付することとする。（下関市契約規則第5条）

ただし、参加資格者が、次のいずれかに係る書類を提出した場合には、入札保証金を免除する。（下関市契約規則第6条）

- (1) 保険会社と契約した下関市を被保険者とする入札保証保険契約書の写し
- (2) 令和6年度以降に国又は地方公共団体その他公共団体と締結した同種業務の契約書の写し（2件以上。契約日、相手方、同種業務の内容が確認可能な部分のみで可。）
- (3) その他契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる書類

## 8 入札方法

- (1) 入札においては、入札書（様式第4号）を使用すること。
- (2) 入札額は、委託期間の全期間に係る総額とする。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 代理人に入札させるときは、委任状（様式第5号）を提出すること。
- (4) 入札場所への入場は、1入札者（個人、法人を問わない）につき、1名とする。

## 9 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべきものがないときは、直ちに再度入札を行うものとする。
- (3) 入札回数は、初回を含めて3回までとする。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。また当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

## 1 0 入札の無効等

(1) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- イ 関係法令等に違反した入札
- ウ 入札保証金の納付がない又は不足する者がする入札
- エ 入札書が明瞭でない又は入札価格を判読することができない入札
- オ 入札書に記名押印のない又は住所の記載のない入札
- カ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がした入札
- キ 同一人が同一事項に対して2通以上した入札
- ク 虚偽の申請を行った者のした入札
- ケ 金額を訂正した入札書による入札
- コ 開札日までに入札条件を満たさなくなった者がする入札

(2) 入札において、事故や不正な行為があると認めたときは、入札の中止、又は入札を延期する場合がある。

## 1 1 契約書作成の要否 要

## 1 2 その他

(1) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。

(2) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

(3) 入札参加資格者は、入札の執行（以下「入札執行」という。）が完了に至る前までは、いつでも当該入札を辞退することができる。また、当該入札を辞退するときは、次のア及びイのとおり申し出るものとする。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第6号）を担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前までに到達するものに限る。）して行うものとする。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行うものとする。

(4) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペン等は使用しないこと。

(5) 本業務に係る入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。